

令和5年度 事業所における男女共同参画に関する意識調査

調査へのご協力をお願い

岸和田市内の事業所の皆様には、日ごろから市政にご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

岸和田市では、令和3年3月に「第4期きしわだ男女共同参画推進プラン」を策定し、市民一人ひとりが性別に関係なく、互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮して多様な生き方を選択できる社会の実現に向けた取り組みを進めています。

この調査は、岸和田市内の事業所における男女共同参画に関する取組状況について実態を把握し、今後の男女共同参画施策を推進するための基礎資料とすることを目的に実施します。

実施にあたり、岸和田商工会議所様にご協力いただき、従業員10人以上の市内事業所様にご協力をお願いしております。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願いいたします。

岸和田市

協力：岸和田商工会議所

< ご記入にあたってのお願い >

1. 調査内容は、原則として令和5年4月1日時点の状況についてご記入ください。
2. 本店・支店等がある場合は、企業全体ではなく貴事業所のことについてご記入ください。
3. 回答の方法は、①「本調査用紙に直接記入」または、②「ウェブでの入力」のどちらか一方をお選びください。※両方回答するのはご遠慮ください。

①本調査用紙に直接記入する場合

同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに令和5年10月23日(月)までに投函してください。

②ウェブでの入力の場合

下のURLを入力するか、QRコードを読み込んで、令和5年10月23日(月)までに入力してください。

URL：<https://logoform.jp/form/heqL/302599>

QRコード



4. 回答いただいた内容は、本調査の目的以外に使用することは一切ありません。
また、集計結果のみを公表し、個別企業の回答は一切公表しません。
5. 本調査は、岸和田商工会議所の協力を得て実施しています。集計結果については、岸和田商工会議所にも提供させていただきます。
6. 回答に当たってご不明な点がございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

岸和田市 市民環境部 人権・男女共同参画課 男女共同参画担当 船津・内山

〒596-0042 大阪府岸和田市加守町4丁目6番18号

岸和田市立男女共同参画センター

電話：072-429-9858 FAX：072-441-2536

E-mail：jinkens@city.kishiwada.osaka.jp

※月曜日・祝日は休館です。

I. 貴事業所の概要について

問1. 次の項目について、それぞれあてはまる番号に○をつけてください。

業種	1. 建設業 2. 製造業 3. 電気・ガス・熱供給・水道業 4. 運輸・情報通信業 5. 卸売・小売業 6. 教育・学習支援業 7. 金融・保険業 8. 医療・福祉 9. 宿泊・飲食業 10. その他サービス業 11. その他（ ）
事業所区分	1. 単独事業所 2. 本社・本店 3. 支社・支店・営業所等

問2. 従業員数について男女別の人数をご記入ください。（令和5年4月1日現在）

区分	男性	女性
正規従業員（社長・役員等含む）	人	人
非正規従業員（パート・臨時・派遣社員等）	人	人

問3. 事業主、管理職について男女別の人数をご記入ください。（令和5年4月1日現在）

区分	男性	女性
社長（支社長・所長）・役員等	人	人
部長・課長相当職	人	人
係長相当職	人	人

Ⅱ. 育児休業・介護休業の状況について

問4. 令和4年度における育児休業・介護休業の取得状況について、ご記入ください。

	男性	女性
出産または配偶者が出産した従業員の人数	人	人
育児休業を取得した従業員の人数	人	人
介護休業を取得した従業員の人数	人	人

問5. 問4の育児休業取得人数について、取得期間別に人数をご記入ください。

前年度から引き続き取得している場合は、引き続いての全期間でご記入ください。

(例えば令和4年1月1日から令和5年2月28日に育休取得した場合は、全期間は1年2か月なので、1年以上で計上してください。)

また、1人が複数回取得した場合は期間の長い方で計上してください。

	男性	女性
1週間未満	人	人
1週間以上2週間未満	人	人
2週間以上1か月未満	人	人
1か月以上3か月未満	人	人
3か月以上6か月未満	人	人
6か月以上1年未満	人	人
1年以上	人	人

問6. 問4の介護休業取得人数について、年代別に人数をご記入ください。

	男性	女性
20歳未満	人	人
20歳代	人	人
30歳代	人	人
40歳代	人	人
50歳代	人	人
60歳以上	人	人

問7. 国が男性の育児休業の取得を進めていますが、貴事業所の男性の育児休業取得に関する課題はありますか。あてはまる番号を主なものから3つまで○をつけてください。

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| 1. 育休取得者の周りの人の業務量が増える | 2. 代替要員の確保が難しい |
| 3. 育休取得に伴う業務の引継ぎが煩雑 | 4. 男性の育休取得の前例がない、または少ない |
| 5. その人にしかできない(わからない)業務がある | 6. 育休取得を希望する男性従業員が少ない |
| 7. 課題は特にない | |
| 8. その他 (|) |

IV. 男女がともに働きやすい環境づくりについて

問 11. 女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定状況についてあてはまる番号に○をつけてください。この設問のみ、企業全体での状況についてお答えください。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づき、常時雇用する労働者101人以上の事業主には、次の4点が義務づけられています。

①自社の女性活躍に関する状況把握、課題分析②推進に向けた行動計画の策定③都道府県労働局への届出④外部への公表

1. 策定済み 2. 策定予定 3. 策定予定なし 4. 策定義務対象外

問 12. 貴事業所において、男女がともに働きやすい環境づくり、多様な働き方を推進するために、取り組んでいることはありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 育児・介護等をする従業員への経済的支援 2. テレワーク(在宅勤務制度)
3. フレックスタイム制度 4. 短時間勤務制度
5. 有給休暇の取得促進 6. 長時間労働の是正
7. 非正規と正規の転換制度 8. 離職者への再雇用制度
9. キャリア形成支援(研修、個人面談、メンター制度、希望調査等)
10. 自己啓発やスキルアップのための休暇制度
11. 資格取得の助成制度(試験費用の一部負担など)
12. 福利厚生制度の充実
13. 副業を認めている
14. 特に何も行っていない
15. その他()

問 13. 貴事業所において、男女がともに働きやすい環境づくり、多様な働き方を推進する上での課題はありますか。あてはまる番号を主なものから3つまで○をつけてください。

1. 休業者等の周りの人の業務量が増える
2. 育児休業や介護休業などによる代替要員の確保が難しい
3. 職場での理解が得られにくい
4. 問12のような制度の導入に伴い、コストが増大する
5. 情報やノウハウ不足により制度の導入や運用が難しい
6. 休暇や多様な勤務形態の制度はあっても、制度の取得が進まない
7. 特に課題はない
8. その他()

